

松戸市教育委員会会議録

平成29年6月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 6 月定例

開 会	平成29年6月8日(木) 14時00分	閉 会	平成29年6月8日(木) 16時45分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 6 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	〃 課長補佐	齋藤 健司
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 課長補佐	佐野 公雄
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 主事	橋本 美咲
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	〃 主事補	市村 智賀
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	スポーツ課 課長	加藤 広之
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	〃 課長補佐	小幡 健二
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	〃 主事	飯島 匠
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主査	藤中 孝一	29		
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30		
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	指導課 課長	鮎川 渉	32		
13	〃 課長補佐	秋谷 昌子	33		
14	〃 課長補佐	菊地 聖子	34		
15	〃 課長補佐	東畑 宏之	35		
16	〃 課長補佐	中坂 正夫	36		
17	〃 指導主事	西野 友浩	37		
18	博物館 次長	石村 栄一	38		
19	〃 館長補佐	山田 尚彦	39		
20	保健体育課 課長	大谷 直樹	40		

平成29年6月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年6月8日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 請 願

(2) 議 案

4 その他

平成29年6月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 請 願

① 請願第1号

嶋崎政男氏と立林尚也氏との両名を
松戸市いじめ防止対策委員会の委員
から解任することを求める請願について

(2) 議 案

② 議案第15号

松戸市立博物館等資料選定評価委員会
委員の委嘱について (博物館)

③ 議案第16号

松戸市学童災害共済審査会委員の
委嘱について (保健体育課)

④ 議案第17号

松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)

⑤ 報告第2号

臨時代理による処分について (教育企画課)

⑥ 報告第3号

臨時代理による処分について (教育企画課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、6名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いします。

山形委員 はい。

教育長 よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、請願1件、議案3件、報告2件となっております。

このうち、報告第2号、第3号は個人情報にかかわるものとなります。したがって、報告第2号、第3号の2件の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第2号、報告第3号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告第2号、報告第3号の2件の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。

よろしくをお願いします。

◎請願第1号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

ちょっとのどの調子が悪くてお聞き苦しいところがありましたら、おわびをあらかじめいたします。

初めに、請願第1号「嶋崎政男氏と立林尚也氏との両名を松戸市いじめ防止対策委員会の委員から解任することを求める請願」を議題といたします。

本請願は、5月29日に提出され、受理したものであります。

請願書によりますと、嶋崎政男氏と立林尚也氏の両名は、松戸市いじめ防止対策委員会の公平性・中立性を害しているため、直ちに解任することを求めるとのことでございます。

始まったばかりでありますけれども、ここで休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

教育長職務代理者 それでは、再開します。

本請願について審議するに当たり、事務局より請願の趣旨に対する説明事項があればご説明ください。

指導課長。

指導課長 それでは、私のほうからはいじめ防止対策委員会について簡単にご説明をさせていただきます。

いじめ防止対策委員会は、平成25年法律第71号いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき設置されました。松戸市教育委員会の附属機関でございます。この対策委員会の目的は3つございます。1つは、いじめの防止等のための対策に関する事項。2つ目は、重大事態を明確にするための調査に関する事項でございます。3つ目は、そのほか教育委員会が必要と認める事項でございます。

現在は、定例会におきましては、現状の把握に基づきいじめ防止に関する議論や学校現場において実効性のある検証事業の実施、道徳授業の参観と研修会などを通していじめ防止対策について議論し、松戸市のいじめ防止対策に寄与していただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、質疑及び討論に入らせていただきます。

いかがでしょうか。

今回、請願という形でお出しいただきました、市民からの真摯な意見に対して私たちは誠実に向き合う必要があるというふうに思っております。ですので、どうぞ教育委員会会議は事務局機能、その他に対しての重要なチェック機関でありますから、そういう姿勢でぜひ皆さんからいろいろな意見を出していただきたいと、この機会を通じて出していただきたいというふうに思います。

いかがですか。

市場委員。

市場委員 1点確認ですけれども、いじめ防止対策委員会の委員の委員長と副委員長、これは委員の互選によりとありますけれども、そういうことでよろしいですね。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 そのとおりでございます。

市場委員 事務局が指名とかではないということですね。

指導課長 ではございません。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 この委員の中には、選任当時のことを存じ上げない人間もおりますので、この5名が選ばれたときの選んだ経緯を一通り教えていただければと思います。

教育長職務代理者 指導課長お願いします。

この委員の中で知らないというのは、我々教育委員の中で知らない、当時いなかった人間がいるという趣旨ですね。

武田委員 そうです。

教育長職務代理者 お願いいたします。

指導課長 いじめ防止対策委員の選定につきましては、いじめ防止対策推進法に対する付帯決

議にありますとおり、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める」ことが求められております。このことから、学識経験者である大学教授、スクールカウンセラー、弁護士、人権擁護委員より選定をさせていただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 人選についてのご説明は以上。

武田委員 どうですか。

武田委員 すみません、もう一度お願いします。

指導課長 専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが求められています。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい、大丈夫です。

教育長職務代理者 大丈夫ですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 たしか記憶ですけれども、嶋崎先生と立林さんは学識経験者ということで入っているんですね、たしかそうですね。大学教授ということで。

教育長職務代理者 今の点。補足。

市場委員 補足。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 弁護士さんとスクールカウンセラーの方と人権擁護委員の方が、専門的な知見を有する方という枠で入っていると記憶しています。

教育長職務代理者 できれば指導課のほうでそこら辺まで踏み込んでご説明いただくと全体像がわかりやすくなりますので、もしわかっていることがあれば適切にご説明をお願いいたします。

次いきましょうか、質問ありますか。

いろいろな観点から出してください。

伊藤委員。

伊藤委員 具体的な質問というわけではないんですが、今回、この問題についての請願が出されて、その請願理由について読ませていただいたんですけれども、今回のいじめ防止対策委

員会のメンバーを決める1つの基準というか、どういう方を選ぶかということについては、やはり子供の教育についていろいろな角度から経験をまず持ち、さらにこの問題についても、いろいろな幅広い識見を持っておられる方が選ばれるのが最も望ましいということで、今回そういういろいろな分野にかかわる人たちがそれぞれ5名バランスよく選ばれているのかなという印象は受けます。

ただ、今回の請願者が言っておられるように、特に嶋崎さんについて、また、それから立林さんについてもですが、学校の校長職を歴任されてこられたということで、いずれもそれが体制側というか、そういうものの代表者であるというふうに一概に決めつけるのは、ちょっと短兵急というか、必ずしもその人の人物なり、その方がどのような考え方でどういふふうにしてこられたということをもって判断しないことには、そもそも校長職をやっておられた以上そちら側なんだから、一切そういうのには入れないんだというようなことも、これまたちょっとおかしな考え方かなというような感じも強くいたしました。

私も一度だけだったんですけども、このいじめ防止対策委員会の会議を傍聴させていただいて、実際この嶋崎先生が生徒の前で授業されるのを拝見したんですけども、その先生の、嶋崎さんの指導ぶりというんですか、そういったものを見た限りにおいては、非常にバランスよく、かついじめ問題、いじめの根本にあるものが一体何なのかということ踏まえて、子供たちにお互いの違いというか、いろいろなものの考え方の違いをお互い認め合って大事にするんだと、そういうのを尊重し合うんだということを非常に懇切丁寧に教えて、やはりそういったものがまずベースにあってこそ初めていじめというものなくなるし、減っていくんだというような背景から授業を、モデル授業をされておられたということで、私もそれを聞いて非常に感銘を受けた次第でございまして、そういうことから考えても、松戸市教育委員会がこの嶋崎先生の過去のいろいろな業績を踏まえて防止委員会の委員に任命されたということは、妥当性があったのではないかなというふうに私自身は思っております。若干そこは見解の相違になるかもしれませんが、請願者の方のそういう決めつけ方というのはちょっと短兵急かなという印象を私自身は持っております。

とりあえず以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見としていただきました。

そのほか事実確認、質問等もあろうかと思えます。いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 いじめに関しては、一保護者として日々いろいろなことを感じています。いじめ防止対策委員会がまずあることを、こういう法律がきちんと制定されている国の基本法でよいことだなと思っております。Q-U調査を、私の学生のころ、いじめられた経験があるんですが、Q-U調査などがもし当時あったら、また何か違ったのかなど思いながら子供達のことをいろいろ考えております。当時委員が選ばれたときには教育委員はしていなかったんですが、この5名の中で学識経験者が今立林先生と嶋崎先生2名なので、私は松戸市のことしかわからなかったのも、他市ですね、近隣の他市でもこのような学識経験者、学識経験者の中でも立林先生は松戸市の校長先生をされていらっしゃったので、いじめというのは学校の中で起き、そしてまた地域性などもあるので、ある程度そういうことを考えての人選で、ほかの例えばこの近隣、柏市とか流山市だとか、そういうところもこのような形で、市内の教育にかかわった方がいじめ防止対策委員会の中のメンバーなどに入っているかどうか、もしわかったら教えていただけますでしょうか。

また、嶋崎先生の平成25年に出された本なども、私個人的に今見たところで私見として感じたところなんですけど、学校のことは学校の中で起こっているものなので、専門家として私が見る限り、発達心理や子供達のこともしっかりと考えていらっしゃって書かれているものだなと感じましたのと、伊藤委員と同じく会議にも出席させていただいて、嶋崎先生の授業を聞かせていただいたところで、子供達に寄り添った授業の進行の仕方で大変ためになったことがありました。

意見と感想になってしまった部分もありますが、質問で、近隣の地域ではそのように元学校の地区の学校の先生などがいじめ防止対策委員になられているかどうか確認したいです。お願いいたします。

指導課長 全てを調べてあるわけではございません。市によってはまだいじめ防止対策委員会がつくってない、できてないところもございます。近隣の中でも、学識経験者として大学教授を入れているところはございます。それから、場合によっては、校長会の代表を入れているところもございます。その市によっていじめ防止対策委員会の位置づけ等によっても考え方の違いがあると思いますので、多種多様でございます。

教育長職務代理者 具体例は今そこにありますか。近隣市の具体例はお持ちでないですか。なければ……

指導課長 すみません、今ちょっと持ち合わせておりません。

教育長職務代理者 よろしいですか、山形委員。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 そのほか。

武田委員。

武田委員 重ねて意見になってしまうんですが、今山形委員もおっしゃったように、やはりこのいじめ問題というのは、あくまで学校現場としたことを考えて文科省が立てた法律ですから、学校の中での経験値がない方ばかりで構成するというのは、逆に公平性を欠くように私には想定されます。なので、人数的にも学校関係を前職とした人間が5人中2人という、非常に公平性のある人数ではないかというふうに感じております。

その中で、この請願の文書の中で一番気になる点というのは、「両名のこれらの経歴は、いずれも、いじめを隠蔽する側ないしその代表者であり」というくだりが一番気になるところでありまして、こちらの委員をさせていただいてから、いろいろな校長先生とお会いしたり、お話ししたり、あるいは学校訪問させていただく中で、教育はもちろんです、本当にこまやかな部分に配慮して、子供たちのためにと強い思いの方々がやはり選ばれて、学校全体のことを見られる方が校長先生に選ばれているというのが現実だと思います。それをこの一文で締めくくるとするのは、やはり全体をご存じないのではないかなというふうに推察いたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 感想を述べていただいたと思います。

まだ議論行うんですけれども、ちょっと整理をさせてください。

今回文書で出されている請願を拝見をして、その中で少し論点を絞って、多様な意見をいただきたいので、あえて絞らせていただきます。

というのは、(1)から(5)までありまして、(1)これは事実でありますので恐らく何ら問題ないことだと思います。

(2)これも事実であります。この中で先ほど市場委員の質問で、委員長と副委員長は互選によるものかというご質問があつて、互選で選ばれたものだというご返事がありました。それがこの補足といえば補足。また、ただこれも事実ですので問題なかろうと思います。

それから、(3)これは衆参の附帯決議も含めたいじめ防止対策推進法に関する記述でございます。これも正しく記載をされているものでございますので、(3)全体として恐らく何ら異論のないところかと思えます。

(4)ですね、(4)の中で、1、2、3、4、5行目まで、校長会、会長等の経歴があ

る。ここまでも恐らく事実であり、逐一はチェックしていませんけれども、私も存じ上げませんが、恐らく事実なんだろうと思います。そこら辺にもし何かあるのであれば、指導課のほうから訂正をお願いいたします。

そうすると、その後の、先ほどのお話にありましたその後の4行、これらの経歴があるのでやはりふさわしくないのではないかと。これ一般市民から見るとこう見えるよというご意見であります。これについて、そうではないのではないかとという意見が二、三出ました。この点についてが1つのポイントだろうと思っております。

それから、「さらに」というのがそこから5行ぐらいのところでありまして、代表であり、それからその6行ぐらいをかけて「枢要な役職である」というところまで、これも事実であろうかと思しますので、特に間違いでないのであれば問題ないことだろうと思っております。

その下3行に書いてあります「両名がこれらの役職にあることは、いずれも、松戸市いじめ防止対策委員会の公平性・中立性が輪をかけて著しく害されるものと言うべき」だと。つまり役職によって害されていると言うべきだというご見解をいただいております。

そこから先は嶋崎さんの著作を引用したものが、(4)の終わりまでがあり、それがその結びにあるとおり、「公平性・中立性を破綻させるものと言わざるを得ない」という認識であります。

(5)はまとめてございますので、一応そのように見ますと、(4)の前半から、5行目の途中から「両名の」という部分、それからさらに、2ページのちょうど真ん中あたりから「両名がこれらの役職にあることによって」、それから著作によってそのような判断ができるのではないかとということをご指摘をいただいているというのがこの請願です。

今、所感は大体皆さんも述べられたと思いますけれども、この点についてさらに、あるいは先ほど直接嶋崎先生のお話を聞いたというお話もありましたけれども、何か補足してそこら辺議論が深まるものがあれば、ぜひご意見をいただきたいというふうに思っております。

市場委員。

市場委員 先ほどから言っていることの繰り返しに近いところもありますが、今、教育長職務代理人から論点整理があったように、(4)の後半部分というか、「両名が」、中盤ですかね、「両名のこれらの経歴は、」という部分と、あと一番最後のほうの「両名がこれらの役職にあることは」、学校の校長先生なんかを歴任された方であるので、いじめ防止対策委員会の委員としてはふさわしくないのではないかと、そういう趣旨だと思いますけれども、少なくとも現在は小・中学校の現役の教員の方ではない、松戸市の教育に直接かかわっている方

ではないということが1つと、先ほど武田委員からも話がありましたが、では、学校経験者でない方で構成するいじめ対策委員会は本当に機能するのだろうかということを考えると、委員の選定に当たっては、現役の学校の先生を意識して外したという面もあるのか、現役の先生を入れなかったというのが1つの見識だったのかなというふうにも思っております。

それから、(4)の「少なくとも、嶋崎政男は公平・中立であるとは到底言えないばかりか、」のくだりですけれども、この本のこの部分だけを、引用部分だけをとるとそういう言葉遣いにはなっておりますが、この方の著作をたくさん見たわけではもちろんないんですけれども、非常に全体として見れば、バランスのとれたことを書かれているというふうに思いましたので、嶋崎さんも特にいじめ防止対策委員会の委員としてふさわしくないという結論には至らないのではないかと思っております。

教育長職務代理者 はい、いかがですか。

ご質問も含めてあれば。

いいですか。

山形委員。

山形委員 現在、委員長の嶋崎先生のご著書が平成20年という引用があるんですけれども……

教育長職務代理者 ちょっと大きな声でお願いできますか。

山形委員 すみません。平成20年に出版されたご著書の引用があるのですが、こちらのまた内容が先ほども紹介した本とはまたちょっと違う内容で、私もこの引用している部分だけを読ませていただいたので、しっかり全てを把握しているわけではないんですけれども、嶋崎先生自身が現在、大学教授をされていますが、それ以外にも多岐にわたっていろいろな委員などをされていると思いますし、その以前なども子供のいじめ防止等に関してほかにもきつと委員などをされて、松戸市教育委員会は嶋崎先生を委員に選んだと思いますので、現在どのような具体的な委員などされているかを教えていただけるとありがたいです。

教育長職務代理者 先ほどから引用している、示している本は「「脱いじめ」の処方箋」というぎょうせいから出ている書籍を指して、山形委員はこの本とおっしゃっています。補足します。

それでは、指導課、今現在の嶋崎先生のご活躍について何か資料をお持ちでしたらご説明をお願いします。

指導課長、お願いします。

指導課長 今ありましたとおり、都内の中学校長を経て、現在は神田外国語大学の教授でござ

います。これまで文科省のいじめ対策委員会の委員ですとか、生徒指導提要執筆協力委員会など数多くの文科省、内閣府の委員を歴任されております。2014年度には千葉県の県教育委員会スクールアドバイザーですとか、直近はわかりませんが、日野市、大和市、藤沢市等でもいじめ問題の委員を務めていらっしゃいます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理人 よろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理人 そのほか。

本日は、この請願について採択の決をとらせていただきます。

採択の決をとるに当たって議論不足でないように、それぞれ不明点があればしっかりとご質問等で明確にさせていただきたいと思います。

教育長職務代理人 武田委員。

武田委員 最後のほうちょっと聞こえなかったんですが、もう1回お願いしていいですか。

教育長職務代理人 最後のほうの指導課長のご説明が聞こえなかったということです。

繰り返してください。現在、他市も含めていじめ問題の対策委員会の委員を務めているとおっしゃったあたりだと思いますので、どこと、どことどこを今お務めかということをお願いいたします。

指導課長 今日現在はわからないんですが、2015年度の段階ですが、日野市、大和市、藤沢市、松戸市のいじめ問題対策委員ですとか、いじめ防止対策委員、そのような名前が多少違いますけれども、そういった委員を務められております。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

武田委員 はい。

教育長職務代理人 そのほかご質問。

出尽くしましたですか。

私のほうからちょっと所感というか、採決の前で恐縮なんですけれども、述べさせていただきます。

私、その選任当時の委員でもございましたので、もちろん適任でない方を選んだとすればこれ重大な責任がございます。今回、図書館等にも行きまして嶋崎先生の図書を見たり、立林さんは私も直接の面識がありお人柄も存じておりますので、嶋崎先生については私お話し

接聞いたことがないので、そういった本も読ませていただきました。

ある意味この分野について、いじめに関して、あるいは学校の教育相談等に関する非常に日本でも有数の権威の先生でいらっしゃるということと、それから請願者のほうでやはり懸念されるように、こういう隠ぺいがあるってはいけないということについては全く同感でありまして、これは教育委員会の委員一人一人が、さまざまな事象が起きるたびに教育長になれば詰め寄るといようなこともしつつ、対峙しているつもりであります。

そういう中で、こういう嶋崎先生、あるいは立林先生が果たして隠ぺいするという力学が働くのであれば、これ重大なことであります。そういうことなのかどうか、あるいは嶋崎先生がこういう、どういう認識のもと普段お仕事をされておられるのかというところを著書を通じて感じ取ることができました。

かなり古い一番初期のころ、福生市の教育委員会でお役目をされていたときの編者として入っている「子どもの相談機関利用ガイド」という、困ったときにはいろいろなところへ行くという、そのいろいろな案内が出ている文書です。ここにも当初、多分お若かったんだろうと思いますけれども、先生の発言の中に「いじめる子といじめられる子と、いじめといじめられ」という項がありまして、この中でこういう学校側に求める責任のくだりがあります。「いじめがあるクラスの間人間関係を改善していくことは、教師の仕事です。いじめ問題はクラスの間人間関係の悪循環ですから、その解決の主体者は教師にあります。危機関与としては、いじめは許されないものであるという倫理的な枠組みを徹底することも重要です。しかしながら、他人を信じられなくなっている子供たちの信頼関係を取り戻すための長期にわたる具体的な援助が必要です。」こういうことに非常に割とフラットな感覚できちっと向き合っている先生から、今現在の「「脱いじめ」の処方箋」なども書籍も著作も出ているのかなというふうに感じて、当時選任にかかわった私が責任のある一人でございますので、そのように感じた次第です。

今回、請願ということでやはり具体的に考え直す、見つめ直す機会をいただきましたことは、本当に請願者に感謝申し上げる次第ではありますけれども、私自身としてもそのような所感を持っているということ自身を自身の発言として申し述べさせていただきます。

私が締めくくっちゃうわけではありません。何かありますか。

よろしいですか。

質問、あるいは討論、討議等があれば。

よろしいですか。

武田委員。

武田委員 この請願に当たって、このいじめ防止対策委員会を立ち上げるに当たっての議事録を読ませていただいた中で、当時の委員の方が市内で「いじめを嫌う文化」というものをつくっていくんだという強い思いというのが出てまいります。「いじめを嫌う文化」っておもしろい言葉だなと思って拝読してたんですが、非常に大切なことで、その意思のもとやはり選任に当たり、その意識のもと学校関係者の方も取り組んで、この法案に対して真摯に向き合ってきた経緯がありますので、どうか、何でしょう、学校の校長先生等々の経歴を持つ方が隠蔽する側の代表者というような考え方というのが一般的に流れるという社会というのは、すごく悲しいというふうに私は捉えております。ニュースなどから方々で仮にいろいろなことがあったことを懸念してこの請願というものは出されたのではないかというふうに想像しますが、決して松戸市はそういった形で動いてはおりませんし、理念もすごく高いものを持っていると私は思っております。

以上です。

教育長職務代理人 ご意見として。

ほかよろしいですか。

教育長。

教育長 いろいろなご意見ありがとうございます。

請願者の方がおっしゃられたような経験は私自身にも、初めて伝えるのですけれども、私自身にもあります。いじめという問題については、私自身もいろいろな思いがあります。とても難しい問題で、特に私は教員時代から学校教育の中でというふうに注目されているのがすごく残念でなりません。いろいろな場でこの人対人の関係というのはいくらも難しく、いろいろな背景があつてのことですので、より注意をして向き合わなければいけない問題だと考えます。

そういう状況の中で、防止対策委員会を設置するに当たっては、当然多くの配慮といいますか、どういうメンバーにするかということについては、すごく悩みながら当時の指導課長も人選をしていたように記憶しております。

嶋崎先生においては、全国どこからも喉から手が出るほど欲しい人材だったと思います。いろいろなつての関係で松戸市に協力をいただくことができました。やはりご意見の中にもあつたように、学校で起きていることを議論するわけですから、学校の経験が必要な方は複数名、少なくとも1人、できれば複数ぐらいはバランスとして欲しい。しかし、一般の方々

は恐らくは隠蔽体質という言葉にも出てきているように、いろいろな誤解をされていると思います。教員というのは、狭い視野を持つ人間が残念ながら多いのかなということもこれも事実でありますけれども、一方で、ここに出てきたお二人は、いろいろな物事を客観的に見る能力にたけている方々と思います。そういう性格といいますか、これまでのいろいろな著書、あるいは業績を見て、この2人であればそんな偏った考え方を言うはずがないというふうな思いで、私も5名の中のお二人として迎えたような記憶があります。

でも、いずれにしても、そういう誤解を与えているような状況が全国各地にあるということはすごく残念でありますので、今回のことも踏まえながら、さらにその誤解を生まないように市としては努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見等よろしいですか。

ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

採決は、松戸市教育委員会会議規則第26条の規定により挙手にて行いたいと思います。

お諮りいたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。採択とすることに賛成の方の挙手でございます。挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手の方は、おりません。

したがって、請願第1号は不採択となりました。

◎議案第15号

教育長職務代理者 続きまして、議案第15号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

博物館次長。

博物館次長 よろしく申し上げます。

松戸市立博物館等資料選定評価委員会は、同委員会条例の第3条及び第4条において、

「委員は5人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。」というふうに規定されております。平成29年3月31日付をもって任期が満了したことに伴い委嘱するものです。

委嘱予定者ですが、2枚目のほうに名簿が載っていると思うのですが、全員再任ということになります。

これまでの委嘱履歴と専門分野をご紹介します。

安蒜政雄氏、考古学、金子隆一氏、写真史、佐野賢治氏、民俗学の3名は11期、21年目となります。久保田昌希氏、歴史学、6期11年目、松尾美恵子氏、歴史学、3期5年目となります。

委嘱期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

各委員予定者の皆様には、引き続きご協力をいただけることを承諾していただいております。

所掌事務は、博物館及び松戸市戸定歴史館が必要とする資料の収集、購入、寄贈等に対しまして選定を評価する委員会となります。

以上、議案第15号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会の委員の委嘱について」ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

ちょっと確認ですけれども、これ任期はもう始まっているということですか。

博物館次長 3月31日……

教育長職務代理者 前でお願いします。

博物館次長。

博物館次長 すみません。3月31日にちょっと任期が切れていましたが、つかまらない先生がおりまして、ようやくつかまりまして承諾を得られましたので、この時期に議案提出という形になりました。大変申しわけございません。

教育長職務代理者 行政の仕組み的に4月1日からのというのは、それはそれでここではそれ以上触れませんが、齟齬のないようお願いいたします。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の委員の具体的な人選についてではないんですけども、せっかくの機会ですので、博物館の現在の資料選定についての基本的な何か方向性というか、こんなようなことに今後力を入れていきたいとか、何かそういうような方針がとおりになるのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

博物館次長 審査・審議に対する基準ということでよろしいでしょうか。

博物館、戸定歴史館の各分野の担当学芸員については、調査研究活動において培った知識の中で判断能力や感性を高めて対応しておりますが、対象となる資料が美術的・芸術的に価値が高いものも含まれておりますので、その部分について資料の選定や評価の妥当性、客観性、あと信頼性、一番大事なのが第三者の専門家による審査・審議というくくりになっております。高度で専門的な知識や経験を必要とする場合と、あと簡単に申しますと、資料の評価価格が高額な場合、一応運用上なんですけど、おおよそ50万円を超えるものなどの資料について評価していただいております。

以上です。

伊藤委員 私がお聞きしたかったのは、むしろそういうことではなくて、今後、特に博物館のほうなんですけれども、博物館のほうで具体的にどういった分野の、つまり松戸市民に向けて、こういうことを何かPRしたいというか、松戸市民をさらに啓蒙するために、こういった分野の資料の収集に力を入れていきたいというのか、博物館の資料収集に向けての何か方向性というか、そういったものがあればと。つまりそういったことはなくて、ただいいものがあれば資料を集めるんですよということなのか、あるいはある一定の何か政策的な方向性を持っておられるのか、あるいはそういうことを先生方を交えたところで何か議論を行っておられるのかとか、そういうようなことをちょっとお聞きしたかったんですが。

博物館館長補佐 松戸市立博物館は「松戸市立」でございますので、松戸市の歴史を明らかにするというのがひとつの大きな目的になっております。専門分野としては3分野、考古学、歴史学、民俗学という3分野で構成されておまして、このあり方は国立歴史民俗博物館と同じ構成になっております。

資料収集に関しましては、その資料が松戸市の歴史を明らかにするのにふさわしいかどうか、これが一番大きな基準でございます。それからものによっては、狭い意味での松戸市とか千葉県ではなくて、より広い範囲での資料を対象にすることもございます。ご承知のとおり、博物館の展示の一部に公団住宅の復元展示がございます。これはもちろん場所は松戸市なのですが、歴史事象としては日本全国で起きたことですので、広く日本から見てそれが松

戸市にも影響を与えていると、そういう見方もございます。大きく分けてそのふたつを基準にして、購入であれ、寄贈であれ、その資料を収集することがふさわしいかどうかということ、収集する我々の側でも考えておりますし、資料選定評価委員の先生方の議論の中でも考えていただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 ほか。

いいですか。

武田委員。

武田委員 別段余談になってしまうかもしれないんですけども、この5人の中で、金子隆一先生って私、非常勤講師と書いてあってびっくりしたというか、写真展とかでよくお名前を拝見する方で、ちょっとおもしろい活動されているんですね。この方が入っている効用って、もし何か具体例とかあったら教えてほしいなというふうに、個人的興味ですが。

博物館館長補佐 もともと金子先生に入っていました理由は、資料選定評価委員会が松戸市立博物館だけではなくて、戸定歴史館に関しても担当するというところにあります。戸定歴史館の資料収集の大きな柱のひとつは写真でございますので、その評価についてお願いしたいということがそもそもの発端でございます。

もともと金子先生は、東京都写真美術館の研究員でいらっしゃいました。この方に入ってくださいることによって、戸定歴史館ほどの古写真というわけではないんですが、当館でも市内を撮影した写真や、市民がお持ちの写真を収集する機会がありますので、その評価をお願いすることができます。それから直接かかわった事例で申しますと、廃業してしまった昔の写真屋さん、いわゆる写真館ですね。そこがお持ちだった古い外国製の大型カメラをご寄贈いただいたことがございます。こうした資料の評価は専門家でないとはよくわかりませんので、金子先生のような写真及び写真史に詳しい方に入ってくださいることによって、適正な評価をくださることができるということでございます。

以上です。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかよろしいでしょうか。

いいですか。

11期という、長き20年間も過ぎていらっしゃるということです。という先生がお三人いらっしゃるということです。この長いということに関しては、長いからだめだということではもちろんこの専門性からいってないと思うんですけれども、非常に長い。20年、ここら辺はどのように評価されましようか。というのは、今後のことを考えたときに、選択肢というか、いろいろな考え方というものをお持ちの上で、やはりこの先生方に依頼されたのかなというのが私の疑問でございます。もし、その辺のスタンスについて、今回選任に当たって教えていただければと思います。

博物館館長補佐。

博物館館長補佐 委員を選定させていただくに当たりまして、できればお近くにお住まいということもひとつの基準でございます。遠方からおいでいただくというのもなかなか大変ですので、例えば安蒜先生は松戸市民でございます。ご指摘のように、大変長期にわたって委員をお務めくださっている方もいらっしゃいますが、こういう選定評価については、実は大学の先生だから必ずできるとは限りません。その資料についての研究はしているけれども、価格の評価に関してはちょっとわからないという方もたくさんいらっしゃいます。

ですので、これは大体幾らぐらいが適当だ、あるいはこういう価値が適切だということがわかる方をなるべく選びたいと考えております。その意味では、やはり一度委員になっていただいた場合にはなるべく長くお願いするということになってしまうのですが、そろそろ退任して別の方に任せたいとおっしゃっている方もいらっしゃいますので、適当な方がいれば推薦していただきたいということもお話をさせていただきながら、次につなげていきたいというふうに考えております。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

そのほか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 全員から異議なしをいただきました。

ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第16号

教育長職務代理者 続きまして、議案第16号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

保健体育課長。

保健体育課長 議案第16号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

提案理由は、人事異動などに伴って後任の松戸市学童災害共済審査会委員を委嘱するためでございます。

新委員の方は、資料6ページに記載の3名の委員でございます。

新委員の任期については、松戸市学童災害共済条例施行規則第9条第1項により、前任者の残任期間の平成29年6月8日から平成30年6月14日までとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 議案第16号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

さあ、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 具体的にこの松戸市学童災害共済審査会というのは、どのようなことを話し合うかというところがわからなかったので教えていただけますか。

保健体育課長 まず、学童、小・中学生の学校管理下ではないときのけがについての災害共済です。この審査会があることによって、例えば不服があった場合にそれが適切かどうかというのを審査をしていただくという、そういう組織でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 会議自体もちょっとご説明いただいているんですか。どれぐらい開催されているかと。

保健体育課長。

保健体育課長 定例会は1回でございます。臨時に不服申し出があったときなどは臨時に開催をいたしますが、この数年そういう臨時会は開催したことはございません。

以上でございます。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

山形委員、よろしいでしょうか。

山形委員 はい、わかりました。

教育長職務代理人 市場委員、医師の立場から。

市場委員 今の説明の確認ですけれども、これは学校管理下以外での事故とかに対するお見舞金ということと記憶しています。親御さんから申請があった場合に、それが適切かどうか審査する会と記憶していますけれども、そういう認識でいいでしょうか。

保健体育課長 おっしゃるとおりでございます。

市場委員 ですから、一つ一つの事例に対して、これに対してお見舞金を給付するとかしないとかということを判定する会なんですよ。

教育長職務代理人 先ほどの説明だと判定を一つ一つはしないけれども、不服があった場合にそれについて審査するというふうな話ですかね。

保健体育課長。

保健体育課長 おっしゃるとおり、不服があったときに臨時に集まっていたいただいて、それを確かめるというか、審査をする会でございます。

教育長職務代理人 通常の業務は通常のとおり行われて、不服があったときにこれが機能するというそのときの委員ですね。

役職の交代に伴うものが主なようでございます。

市場委員。

市場委員 先ほどの博物館のとは逆に、これは渡辺委員以外は皆さん1期目ということで、非常にバランス悪いなという印象をどうしても持ってしまいます。その辺は仕方ない面があるのかもしれませんが、不服に対する認定を行うとかというようなことであれば、かなりノウハウというか、知見が必要な部分が多いんじゃないかなという気がしますので、委員構成、経験値を積み重ねるという意味でも、もう少し考えていただきたいというのが意見です。

教育長職務代理人 意見としてですので、お持ち帰りください。

何かありますか。

保健体育課長 かしこまりました。

教育長職務代理人 はい。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

議案第16号については、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第17号

教育長職務代理者 続きまして、議案第17号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 それでは、議案第17号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

まず、8ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進委員、スポーツ推進審議会委員として活躍されていた方がご退任されたことから、これまで多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し、表彰するため、ご提案をさせていただくものでございます。

対象者は、記載のとおり、黒田二郎さんと加藤 栄さんの2名でございます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定を適用し、推薦させていただいております。

表彰推薦者の経歴、功績概要等につきましては、次の9ページ、10ページの推薦調書に記載のとおりでございますが、それぞれ黒田さんにつきましては、6期、加藤さんにつきましては9期という長い期間にわたり、本市のスポーツ振興にご尽力をされた方でございます。

なお、今回、推薦者の一人であります黒田さんのご退任の理由は、死亡によるものでございますので、松戸市教育委員会表彰規則第4条の規定により、表彰は平成29年4月26日付とし、感謝状は後日遺族の方に授与するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 今回のお二人はたまたま同時に表彰されるということなんですけれども、お一人はスポーツ推進委員ということで、スポーツ推進委員というのは100名以上おられるはずですよ。これまでもこの委員会、今日のような定例会議の場でスポーツ推進委員の方を表彰するというのは何度かあったんですけれども、他方、加藤さんという方はスポーツ推進審議会の委員で、このスポーツ推進審議会というのはたしか全体で10名で、いろいろスポーツの振興に関する重要事項を調査、審議するために、条例で定めるところにより審議会をつくって、その審議会の委員として加藤さんが松戸商工会議所の副会頭という肩書きで参加されておられた。

ということで、この方が今回おやめになられたんだらうと思うんですけれども、その方を表彰するのにスポーツ推進委員の方と全く同じようにするのが、もちろん表彰の基準がこれしかないのであればそうなんでしょうけれども、何かちょっと違和感を少し感ずるんですけれども、こういうのっていうのは、全く同じように、スポーツ推進委員であろうが、スポーツ推進審議会の委員であろうが、同じようにされておられたのかというのがちょっと気になったんですけれども。

スポーツ課長 第2条の表彰の基準なんですけれども、法令、条例、規則に定める委員の方につきましては、3期又は6年以上という決まりがありまして、今回の審議会委員の方もそれに該当するというので表彰者の対象になっております。

伊藤委員 では、ちょっとスポーツ課だけに関係ないのかもしれないかもしれませんが、松戸市にはいろいろな審議会とか評議員会とかいろいろあって、その委員を何期も続けておられる方もおられると思うんですけれども、その方も今おっしゃったような何期、複数期を続けられた、で、辞められる場合も、同じような今回の規定に基づく表彰をされておられるんでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、よろしいでしょうか。

スポーツ課長 教育委員会に関しましては、松戸市教育委員会表彰規則というのがございまして、その中に第2条第5項のところに「多年にわたり法令、条例又は規則で定める委員会、審議会等の委員又は委員として在職し、その功績が顕著であったもの」ということで、先ほど言った3期6年以上という、その規定の中で推薦されて表彰されるということになります。

教育長職務代理者 伊藤委員、いかがですか。

伊藤委員 では、スポーツ推進委員もそれに合わせてやっているという、そういう理解ですか。

スポーツ課長 はい、この中に入ってございます。

伊藤委員 たまたま今回、このお二人が並んで表彰の対象に入っており、ちょっと違うカテゴ

リーにおられる方を同じように表彰推薦者ということで同じ議題に上げられたので、若干違和感を感じた次第です。

教育長職務代理者 ルールにのっとっているということで、判断は入れてないというご説明なのかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。いいですか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

◎報告第2号及び報告第3号

教育長職務代理者 次に、報告第2号及び報告第3号「臨時代理による処分について」を議題といたします。

会議冒頭で、教育長がお諮りしましたとおり、報告第2号及び報告第3号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は、ご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、学務課長、学務課専門監、学務課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課指導主事。

以上でございます。その他の方は、退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 報告第2号及び報告第3号については、審議が終結したことを報告いたします。

本日、予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何かありますか。

委員の皆さんから何かご報告ありますでしょうか。

武田委員、よろしいですか。

武田委員 報告することかどうかはわからなかったのですが、先ほど委員の方にお配りしたんですが、大分日が過ぎてしまったんですけども、先日、目黒区立美術館で当市のほうの収蔵作品が多く展示された板倉鼎・須美子展のことについて、もう皆さんご覧になっているかもしれないんですが、3月27日の日本経済新聞の文化欄に大きく掲載されていたので、一応それを皆様にお知らせしようと思ってお持ちしました。

先日、目黒区立美術館の学芸員の方がなさったアートピクニックというイベントに参加してきましたんですけども、非常に関心も高く、参加者も多かった中で、田中学芸員もいらしてたんですが、その場でもご紹介されて、目黒の学芸員さんがこちらを選んだ経緯のことが少しははっきりしたので、そのことだけ報告します。

どういう経緯でこの展覧会の開催をお決めになったのかなというふうに思っていたんです。明治期にパリに渡られた絵描きさんというのはすごく多い中で、板倉さんもその中に名前が挙がっていたんですが、なかなか明快な資料というのが整うわけではなく、その中でも100名からいた中の50名ぐらいに絞った名前を、常に何かわかることがあればとアンテナをはって研究を続けているそうなんです。その中でどーんと松戸市の展覧会の情報が入ってきて、ほとんどというか全員の目黒区立美術館の学芸員さんが見に来たそうです。全員の合意のもとで、これはぜひやりたいということだったそうです。本当に田中さんの今までの研究に対する評価が高かったことと、あとご遺族の方たちがもう100年も前の絵ですから、長きにわたってきちんと愛情をもって保存してらした。それを寄贈するに当たって、まとまった形できちんと受けることができたということが、この展覧会につながった最大の要因だったんじゃないかというふうに分かりました。これは、松戸市民として非常に名誉なことだったなというふうに会場を訪れて感じました。

また、一つ残念だったなと思うのが、その2週間前に当市の学芸員の田中典子さんの講演があったんですが、そちらのほうにはこの日経新聞の記事を見ていらっしやったという松戸

市民の方が結構いらしたということです。やはり松戸市所蔵の作品がそれだけ見られるんだらばということでも来たらしいんですけども、いかんせん近くの松戸で開催したときには知らなかったということだったんですね。それがすごく広報の仕方は難しいので、日経新聞の影響は大きいですから、当然そういうことは起こり得ると思いますけれども、ここまで扱われるものだったんだということをもう少し我々も自信を持って提案したり、提示したりすることができれば、もう少し多くの市民の方に近くで見ていただくことができたのではないかと。やはり目黒は近いですけども遠いですからね。せつかくの機会を、やはりもうちょっと告知がうまくいけばよかったのではないかとこの反省点を持って報告させていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、山形委員はよろしいですか。

山形委員 ありがとうございます。

私のほうから5月、6月と茂原市のほうに行かせていただき、また、大和市のほうに行かせていただきました。行ったところでの感想などをまとめさせていただいた文章がございますので、ご覧になっていただければありがたいと思います。

文科省の説明のほうは今までどおり聞いたような形だったんですけども、茂原のほうで注目したところは、自己肯定感の各国よりも日本は低いというデータを改めて見てもう少し整えてほしい部分であることとか、幼児教育のことに関しても、もう少しフューチャーしてほしいなというところを感じました。大和市のほうでの研修会で絵本の読み聞かせと和楽器の琴などの演奏のコラボレーションの特別な演奏はすばらしかったです。

文科省の説明と大澤弁護士の貴重なお話を聞かせていただいたのと、それ以外に場所の大和市というところの会場ですね。大和市文化創造拠点シリウスという場所がすばらしくて、感動しました。大和市長の話がとてもおもしろくて、人口が増加していますということやインクルーシブ教育にも力を入れているほかに、子供さん達の読書数についてですが、シリウスは6階建てで全部が図書館なんですけれども、小学生が148冊、中学生が54冊と本の読書量でとても多く、すばらしいなと思いました。

目新しかったのが、図書館に健康図書館という部分を持って血圧測定などができ、そういう視点で子供だけではなく、高齢の方も病院には足を運びづらい、保健センターなど運びづらくても、図書館に行ったついでに血圧がはかれたりとか、何か健康相談ができる場所はす

ばらしいなと思いました。

この場所が、お話を聞いた日が開館して200日目だったんですけれども、150万人の利用者があったということがあったので、すばらしいと思いました。

また、6月2日に松戸市立高校に初めて見学にさせていただいて、高校生の授業を聞くのは、自分が高校生だった以来に久しぶりだったんですが、印象だったことが2点、英語のクラスはオールイングリッシュで、ディスカッションしながら英語で話されているのがとても刺激的でしたし、英語教育に力を入れている松戸市のすばらしい点がこの教室で繰り広げられていると感じましたのと、家庭科の総合のところでは高齢者の心理を知るということで、装具をつけて階段の上り下りしたりだとか、新聞を見るだとかという高齢者の体験教育をされていましたので、そのことをすばらしいですねと言ったら、教頭先生から車いすの体験なども取り入れているとのことでした。これからバリアフリーも重要で、車いすって乗ってみると、勝手に押ししてしまうと危なかったりするんですね。よかれと思って押したことが事故につながったりなどしますので、そういうことを高校生で体験できることは良いことだなと思いました。

最後に、きのう小学校の球技大会のほうも初めて見学させていただきました。我が家は文系なので、縁遠かったので行ったことはなかったのですが、子育て支援をしている中で、こんなにも高学年の子供たちがたくましく部活動を通して成長している姿というのをたくさんの乳幼児をお育ての保護者さんに見ていただきたいなと思ったところがありました。

目黒区美術館も行ってまいりました。すばらしい作品が松戸市教育委員会が大切に所蔵されているんだなと思ってとても感動しましたのと、この作品をぜひ、もっとたくさんの方に知っていただきたいなと思いました。

最後に1点、民間企業の「ICT家庭教育2020プロジェクト」という母親向けのガイダンスがあったんですけれども、それに行ってきました、保護者目線でもこういう教育改革にいろいろ視点が向いているので、こういう学校指導要領が変わることへの啓発の必要性を知りました。そういうところで民間も動いているんだなということをご報告したくてまとめさせていただきました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員 すみません。長くなりました。ごめんなさい。

教育長職務代理者 まとまったもので。

伊藤委員はよろしいですか。

伊藤委員 特にはないです。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 特に。

教育長職務代理者 最近は、流行性の何かというのは特にはないですね。この季節。

市場委員 まあまあ特別。

教育長職務代理者 私からはまた改めてご報告しますが、通学路の安全の問題がありました。総合教育会議もやりました。私も個人的なアンケートとったりしましたので、自分なりにその要因の分析を進めます。で、またご報告します。

別にこれはだからどうということでもないし、私個人では情報量は圧倒的に足りないので、こういったことをいろいろな形でやっていくことが大事じゃないかなという思いの中から、個人的にやって、またまとまればご報告していきたいというふうに思っております。

それでは、議事進行を、教育長にお戻しいたします。

教育長 お疲れさまでした。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成29年7月定例会でございますが、平成29年7月13日の木曜日、午前10時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認します。

次回、教育委員会会議は、平成29年7月13日の木曜日、午前10時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

以上をもちまして、平成29年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員